

縦断研究に向けて

新海 浩之

本年4月に本学にお世話になるまで、約35年にわたって法務省矯正局を中心に犯罪者に関係する仕事をしてきました。とはいえ、「現場一筋」というようなことはなく、刑事施設、少年鑑別所、法務省本省、法務総合研究所等ほぼ2年に一度の割合で転勤してきました。さらに、その間米国大学院留学（犯罪学修士取得）、国連地域間犯罪防止研究所（UNICRI：在イタリア）勤務、アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：在東京）勤務等で世界各国の専門家と交流する機会を得られたことも自分のアイデンティティに影響を与えているのかもしれません。

矯正職員として仕事を始めた頃は、犯罪者を「自分とは違う・怖い・愚かな人」とみていたと思います。しかし、犯罪で逮捕され、裁判を受けて服役し、出所する過程を数多く見る中で、「特別な動機で犯罪をする人は多くない」という気づきを得たり、世間を騒がせた重大事案の犯罪者と話す（これ自体は現場感覚としてはあまり推奨されることではないのですが）中で彼らの「普通さ・善良さ」に触れることもありました。そうかと思えば、信じられないくらい意地の悪い仕打ちを受けたり、あまりの価値観の違いみせつけられ「やっぱり分かり合えない」と嘆息することも多かった氣もします。ただ、自分の氣分も一定なわけでもないことを考えると、結局生まれながらの犯罪者がいるわけではないのではないか、と考えるようになりました。

この傾向は、留学・海外勤務、海外研究者との交流等を通じて、国によって異なる人間観に触れたことで強化されたような氣もします。例えばアメリカ

では、銃の所持を巡って強い自助意識があり、犯罪の原因についても自己責任の感覚が根強いのに対して、ヨーロッパでは、犯罪を含む社会問題を社会の歪みの結果とする考えが強いように感じます。

現代の日本では、犯罪とは「意志に基づいて選んだ行動」であり、刑罰に服するのは「自己責任だから当然」という便利な言葉で過度に個人に責任を負わせる傾向が強いような氣がします。そんな中で、犯罪を行った人とそうでない人の間にどれ程の「違い」があるのか、「違い」は決定的で変化しないのか、ということを研究の中心に置くようになってきました。

研究の手法という観点でみると、国際社会で仕事したからか、言葉の限界を意識することが多かったように思います。自分の語学力の貧弱さをあえて棚に上げて言えば、文化や論理の運び方の違いが大きいため言葉だけでわかりあうのは難しく、計量的な手法を用いる方が楽、と考えたこともあって、自分自身の数学的な基礎はかなり怪しいものの、統計を使った実証研究が現在の自分の研究の基礎になっています。

具体的には、これまで、長期刑受刑者の施設適応の変化をみたり、施設内での反則事犯についてその事犯の発達の軌跡で分類したり、性犯罪再犯防止指導受講者の出所後の成り行きによって指導効果の検証をするといったような研究を行ってきたのですが、

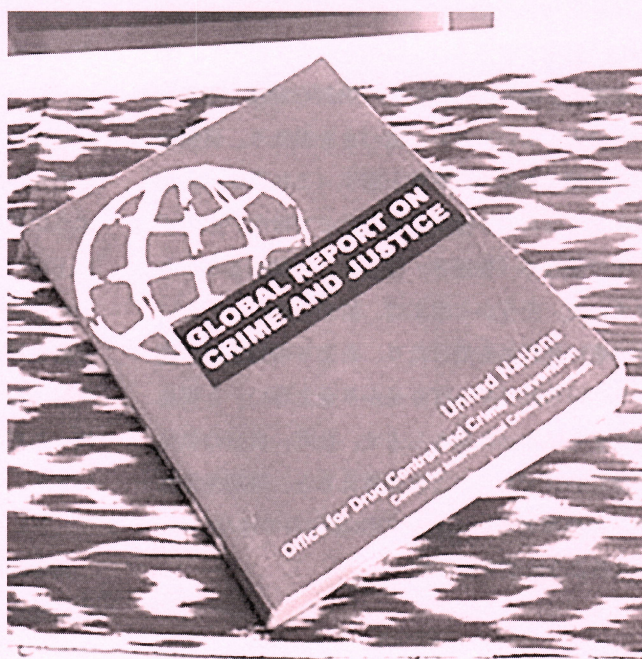


最近は、例えば犯罪を行う人とそうでない人の差（個人間差）をある時点だけで比較する研究（横断研究）ではなく、時間的経過によって人がどのように変化するか（個人内差）についても見る研究、すなわち、縦断研究に興味を持っています。英米においては疫学・医学等の分野で国家規模の大規模な縦断調査が実施されており、刑事司法の分野においてもグルック夫妻の1950年代における非行少年の調査を掘り起こして、同一人物が70歳代になるまで追跡したサンプルソンとラウブの研究をはじめとして、さまざまな縦断研究が行われ、犯罪に継続的に関与する人と犯罪から離脱する人に関する重要な知見が積み重ねられています。

刑事司法分野の縦断調査の実施には、流動性の高い対象者の捕捉の難しさに加えて、当人の逮捕・受刑という機微な情報を用いることとなるため、日本では非常に実現が難しいものです。さらに、同一の対象者を長期にわたって追跡・維持するために膨大な資金的・人的資源が必要となります。一方で、成功した縦断調査はその蓄積されたデータからさまざまな研究を派生させることが可能で、それを維持する機関の多大な財産となることが知られています。そんな縦断調査を神奈川大学でなんとか実現できないものか、と夢見ているところです。

夢はさておき、この年になって研究者の末席に名を連ねさせていただいたものの、研究一筋の研究者の方々のような洞察力・分析力は持ち得ないことから、縦断調査を含む各種の統計的分析手法に関する研鑽を積みつつ地道にエビデンスを積み上げることが自分にできる最大限の貢献なのだろうと思っています。当面は依存症回復施設の利用者の調査及び医学分野での大規模調査を用いた青少年の問題行動に関する研究等、他の分野で実施された縦断調査に部分的に参加したり、データを一部活用させていただきながら研究を進めるつもりです。

（法学部教授）



UNICRI 在職時に執筆に参加した書籍。“Punishment”の章を担当。